

# 著作権法制の検討状況について

平成26年11月26日(水)

文化庁長官官房著作権課

# 目次

I. クラウドサービス等と著作権及びクリエイターへの適切な 対価還元 .....	2
1. 知的財産推進計画2014における記述	
2. 検討状況	
3. 今後の予定	
II. 著作物等のアーカイブ化の促進 .....	12
1. 知的財産推進計画2014における記述	
2. 検討状況	
3. 今後の予定	
III. 教育の情報化の推進等 .....	15
1. 知的財産推進計画2014における記述	
2. 検討状況	
3. 今後の予定	

# I. クラウドサービス等と著作権及びクリエイターへの適切な対価還元

## 1. 知的財産推進計画2014(平成26年7月知的財産戦略本部)における記述

### 第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

#### 1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の構築・整備)

- 著作物の公正な利用と適切な保護を調和させ、クラウドサービスや情報活用のサービス等の新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築等の制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、今年度のできる限り早期に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)
- クリエーターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、引き続き上記の検討と併せて、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

## 2. 検討状況

クラウドサービス等と著作権及びクリエイターへの適切な対価還元に関する課題については、文化審議会著作権分科会において、平成25年6月から集中的に議論を開始。

### 平成25年度

#### 【法制・基本問題小委員会】

(第1回)平成25年6月17日実施  
－知的財産政策ビジョンを踏まえ、今後検討が必要な課題について議論

(第2回)平成25年8月7日実施  
－クラウドサービス事業者からの意見ヒアリング

(第3回)平成25年9月12日実施  
－ヒアリングを踏まえた検討

➡ 第4回小委員会において、ワーキングチームを設置することを決定。

#### 【著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム】

(第1回)平成25年12月16日実施  
－クラウドサービスに係る有識者等による意見発表  
－Culture First推進団体からの意見発表(新たな補償制度創設に係る提言)

(第2回)平成26年2月17日実施  
－ロッカー型クラウドサービスの分類に関する事業者からの意見ヒアリング  
－私的録音録画に関する実態調査について報告

### 平成26年度

#### 【著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会】

(第1回)平成26年7月23日実施  
－ロッカー型クラウドサービスの分類に関する権利者(音楽関係)からの意見ヒアリング  
－私的録音録画に関する実態調査について報告

(第2回)平成26年8月7日実施  
－ロッカー型クラウドサービスの分類に関する権利者(映像関係)からの意見ヒアリング  
－私的録音録画に関する実態調査について報告

(第3回)平成26年8月28日実施  
－ロッカー型クラウドサービスの分類に関する利用者からの意見ヒアリング  
－権利者団体より、私的録音録画に関する実態調査の結果の分析について発表

(第4回)平成26年9月18日実施  
－意見交換①

(第5回)平成26年9月30日実施  
－意見交換②

(第6回)平成26年10月16日実施  
－意見交換③

(第7回)平成26年10月31日実施  
－ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて検討①

(第8回)平成26年11月19日実施  
－ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて検討②

# 一 文化審議会著作権分科会における検討の概要 ①-1

## ① クラウドサービス等と著作権について

議論の対象として事業者から提示されたサービス

### 1. 私的使用目的の複製が関係するクラウドサービス (ロッカー型クラウドサービス)

- ① プライベート・配信型
- ② プライベート・ユーザーアップロード型
  - ②-a 汎用ロッカー型
  - ②-b コンテンツロッカー型
  - ②-c 変換機能付加型
  - ②-d スキャン&マッチ型
- ③ 共有・配信型
- ④ 共有・ユーザーアップロード型

### 2. 1以外のサービス

- ① メディア変換サービス
- ② 個人向け録画視聴サービス
- ③ プリントサービス、
- ④ スナップショット・アーカイブ
- ⑤ 論文作成・検証支援サービス
- ⑥ 評判分析サービス
- ⑦ 法人向けTV番組検索サービス
- ⑧ アクセシビリティサービス
- ⑨ eラーニング

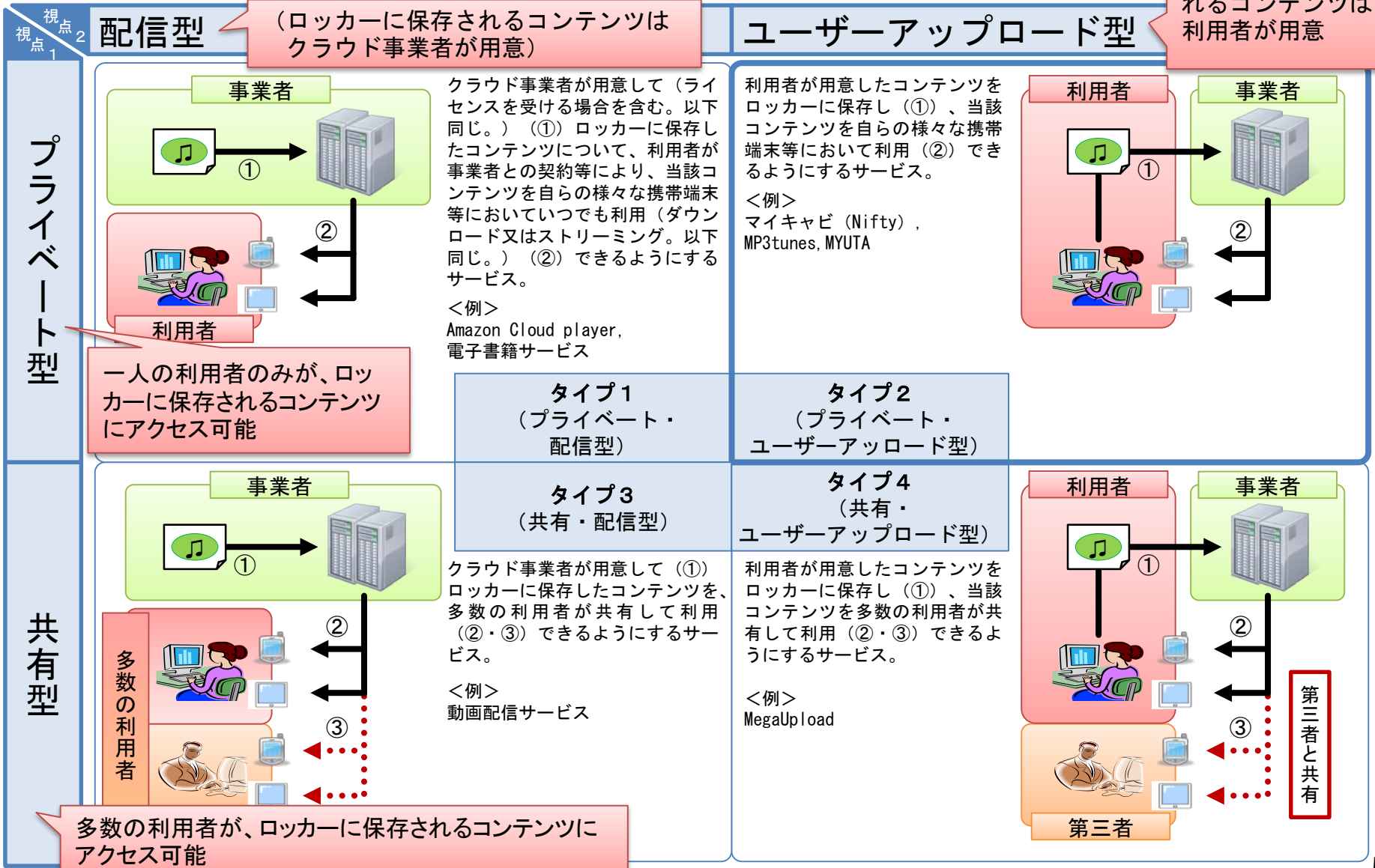
1. 及び2. のそれぞれについて、サービス内容の実態を把握するとともに、著作権法との関係や円滑なライセンス体制構築に当たっての課題等を検討。

※検討の順序としては、基本的なサービスとして現実に安定的に運営がなされている1. について集中的に検討を行った後、2. について検討。

# 文化審議会著作権分科会における検討の概要 ①-2

## (i)ロッカー型クラウドサービスに関する検討状況

### ロッカー型クラウドサービスの分類



クラウド事業者が用意して（ライセンスを受ける場合を含む。以下同じ。）① ロッカーに保存したコンテンツについて、利用者が事業者との契約等により、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用（ダウンロード又はストリーミング。以下同じ。）② できるようにするサービス。

<例>  
Amazon Cloud player, 電子書籍サービス

利用者が用意したコンテンツをロッカーに保存し①、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等において利用②できるようにするサービス。

<例>  
マイキャビ (Nifty), MP3tunes, MYUTA

**タイプ1**  
(プライベート・配信型)

**タイプ2**  
(プライベート・ユーザーアップロード型)

**タイプ3**  
(共有・配信型)

**タイプ4**  
(共有・ユーザーアップロード型)

クラウド事業者が用意して①ロッカーに保存したコンテンツを、多数の利用者が共有して利用②・③できるようにするサービス。

<例>  
動画配信サービス

利用者が用意したコンテンツをロッカーに保存し①、当該コンテンツを多数の利用者が共有して利用②・③できるようにするサービス。

<例>  
MegaUpload

# 一 文化審議会著作権分科会における検討の概要 ①-3

## 審議会において主に議論された点

○各タイプのロッカー型クラウドサービスについて、当該サービスで行われている著作物の利用行為（複製等）について、権利者の許諾を必要とするべきか。

	配信型	ユーザーアップロード型
プライベート型	タイプ1	タイプ2
共有型	タイプ3	タイプ4

（検討経過）

タイプ1・3・4について

権利者の許諾が必要であり、**契約等により対応すべきサービス**であるとの見解で一致

タイプ2について

著作権法上適法となる「**私的使用目的の複製**」の範囲内<sup>※</sup>で行われているサービスと考えるか、当該サービスに事業者が関与し利益を得ていることに鑑みて**権利者の許諾が必要**と考えるか争いがあったため、重点的に議論。

※ 著作権法上、個人が私的に利用する目的（私的使用目的）で著作物を複製することは原則として適法とされている（著作権法第30条第1項）。

# 一 文化審議会著作権分科会における検討の概要 ①-4

## 審議会において主に議論された点

### タイプ2のロッカー型クラウドサービスに対する評価

- 有識者の意見も踏まえた検討の結果、タイプ2については、基本的に利用行為主体<sup>※1</sup>は利用者であり、その場合には当該サービスで行われる著作物の複製は私的使用目的の範囲内であり、**権利者の許諾は不要であるとの意見で一致した。**

### 許諾を必要とするべきサービスを円滑に実施するための方策

- 許諾を必要とするべきサービスについて、一部の事業者から権利者の探索や多数の権利者と個々に契約すること等のコストを低減すべきとのニーズが出されたこと等を踏まえ、権利者側から**「集中管理による契約スキーム」の案**が示された。
- 集中管理による契約スキームについては、契約コストの低減につながるだけでなく、権利者との許諾が必要か否かグレーなサービスに対しても事業者がリスクヘッジとして容易に契約することが可能となり、事業者が利用者に適法なサービスを安心して提供できることが可能になるとして、**本スキームの有用性を評価する見解で委員の意見がおおむね一致した<sup>※2</sup>。**

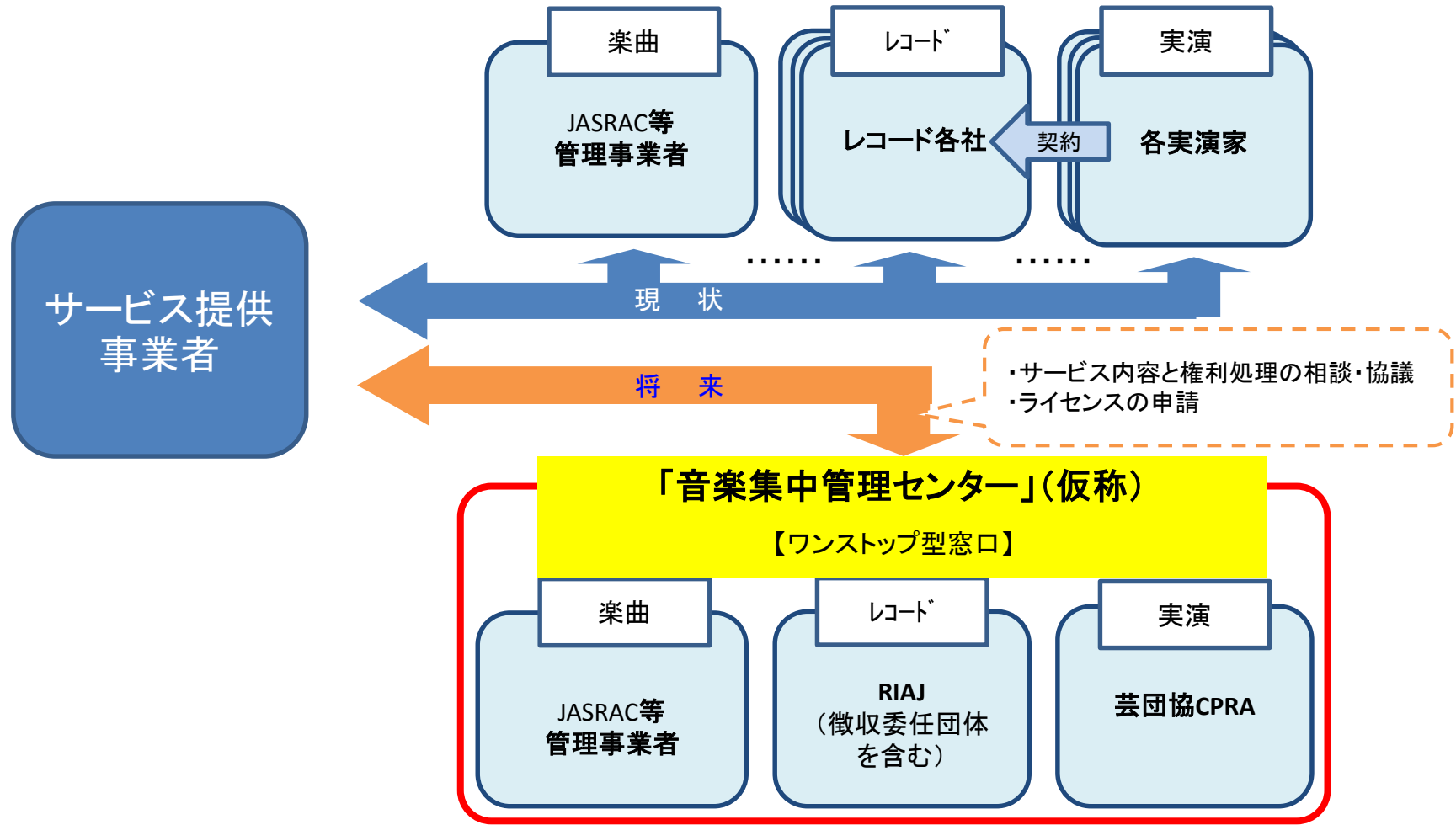
※1 著作権法上、複製の主体は一律に定められるものではなく、複製の対象、複製の方法、複製の関与の程度といった様々な事情をもとに司法において判断される。

※2 関連して、(一社)日本経済団体連合会からは、クラウドサービスの今後の発展に向け、事業者が一括で円滑に権利者と契約できる集中管理型ライセンス体制の構築が有効な方策であると認められるべきとの意見が示されている。



# 文化審議会著作権分科会における検討の概要 ①-5

(参考)集中管理による契約スキームのイメージ



# 一 文化審議会著作権分科会における検討の概要 ①-5

## (ii)ロッカー型クラウドサービス以外のサービスに関する検討状況

①メディア変換サービス

②個人向け録画視聴サービス

③プリントサービス

④スナップショット・アーカイブ

⑤論文作成・検証支援サービス

⑥評判分析サービス

⑦法人向けTV番組検索サービス

アクセシビリティサービス

eラーニング

・①～④や⑤～⑦の一部については、利用者が著作物の表現を享受する形の利用であり、契約によってサービスを実施することが原則であるとの意見や、権利制限を行った場合には権利者が行うビジネスへの影響が大きいとの意見が多数示された。

・⑤～⑦については利用者が著作物の表現を享受しない形の利用も含まれるが、実際に事業を行っている事業者からは、現行の著作権法の権利制限規定や権利者との契約により円滑に事業を行えており、特に問題はない旨の意見が示された。

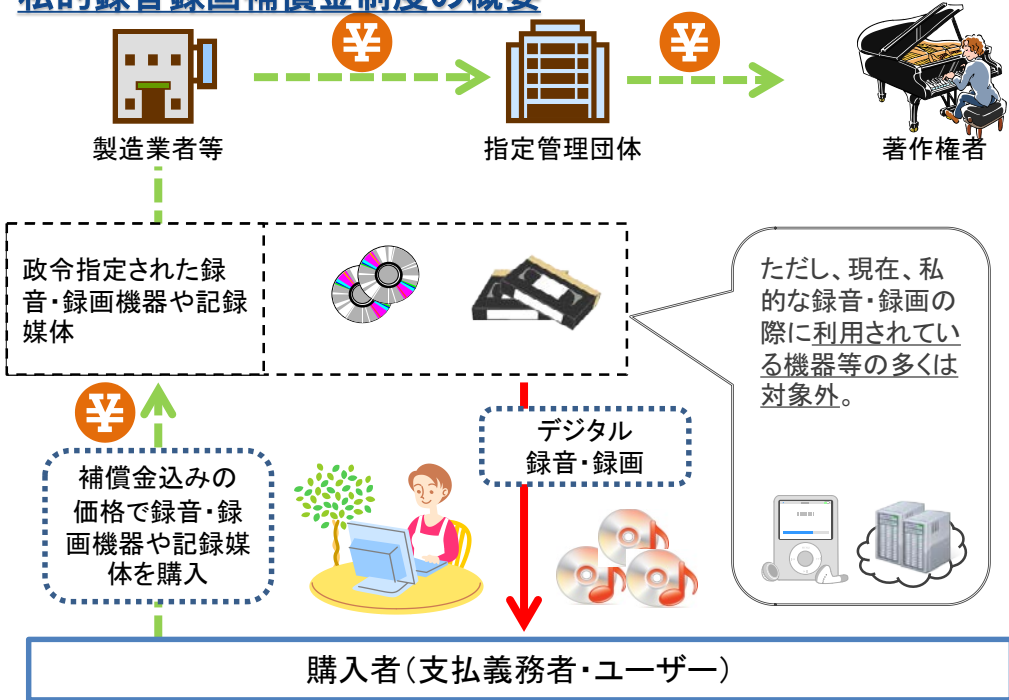
・契約によって実施すべきサービスをより円滑に展開できるようにするため、権利の集中管理の促進や当事者間で具体的な話し合いができるための環境整備等を行うことが重要であるとの意見が多数示された。

著作権分科会法制・基本問題小委員会において審議

# 一 文化審議会著作権分科会における検討の概要 ②

## ②クリエイターへの適切な対価還元について

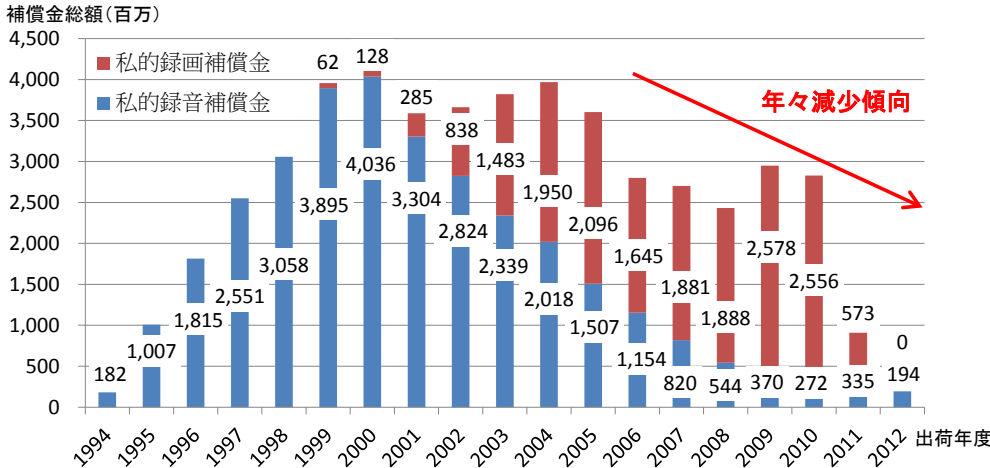
### 私的録音録画補償金制度の概要



政令で規定されたデジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体を用いて私的な録音・録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならないこととされている。  
(法第30条第2項)

補償金の実際の支払いは、メーカー等の協力により、録音・録画機器及び記録媒体の販売価格に上乘せられて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体(指定管理団体)に支払われる。

### 私的録音録画補償金の徴収額の推移



### 文化審議会著作権分科会における検討

- ・私的録音録画に関する実態調査の結果について発表がなされ、それに基づく質疑応答及び検討を実施。
- ・調査結果を受け、権利者団体より、結果の分析について発表を実施。

### 3. 今後の予定

- クラウドサービス等と著作権の関係については、議論が一定程度熟したと考えられるため、主査から事務局に対し審議のとりまとめの案を作成するよう指示があった。今後すみやかに審議のとりまとめの案を作成し、小委員会において検討いただく予定。
- また、クラウドサービス等の技術の発展に対応した、権利者への適切な対価還元の在り方を含め、クリエイターへの適切な対価還元の在り方についても、引き続き検討を行う予定。

## Ⅱ. 著作物等のアーカイブ化の促進

### 1. 知的財産推進計画2014(平成26年7月知的財産戦略本部)における記述

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

(アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直し)

- 孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定の手續の簡素化や、裁定を受けた著作物の再利用手續の簡素化等裁定制度の在り方について早急に検討を進めるとともに、諸外国の取組・動向等も参考としつつ、アーカイブ化の促進に向けて新たな制度の導入を含め検討を行い、必要な措置を講じる。  
(短期・中期)(文部科学省)

## 2. 検討状況

### ① 著作権者不明等の場合の裁定制度における権利者搜索のための「相当な努力」の見直しについて(平成26年文化庁告示第38号) 施行日:平成26年8月1日

- 裁定制度によって権利者不明著作物等を利用するためには、「相当な努力」を払っても著作権者等と連絡することができないことが必要である(著作権法第67条第1項)。
- 「相当な努力」の具体的な内容は、著作権法施行令第7条の7及び平成21年文化庁告示第26号に定められているところ、手続の簡素化、迅速化の観点から、告示の各要件(下記ア～カ)について、その一部を緩和した。

#### 【改正前】

利用者には、下記ア～カのすべての方法を行って得られた情報に基づき著作権者等に連絡するための措置をとることが求められている。

#### ①権利者情報を掲載している資料の閲覧

- ア 権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑類の閲覧
- イ ネット検索サービスによる情報の検索

#### ②権利者情報を保有している者への照会

- ウ 著作権等管理事業者等への照会
- エ 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会
- オ 利用しようとする著作物等の分野に係る著作者団体等への照会

#### ③下記のいずれかの方法で、公衆に対し権利者情報の提供を求めること

- カ 日刊新聞紙への掲載又は(公社)著作権情報センター(CRIC)のウェブサイトへ30日以上期間掲載

#### 【改正の内容】

- ① ア、イのうち適切なものを選択すればよいこととする。
- ② エの照会は不要とし、ウ及びオの照会をすれば足りるものとする。
- ③ カのうち(公社)著作権情報センターのウェブサイトでの広告について、申請に必要な掲載期間を7日以上に短縮する。

#### 【運用の改善】

- ①裁定申請する著作物等の利用期間を申請者が自由に設定できることとする。
- ②同一著作物等の追加的利用について、一括して裁定を受けることにより、再度の裁定申請を不要とする。
- ③第三者に利用させることを内容とする裁定申請が可能。
- ④CRICのウェブサイトへの広告掲載料を減額。

## ② 文化審議会著作権分科会における検討の概要 (著作物等のアーカイブ化の促進)

- 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を行っているところ。
- 第1回(9/8)では、国立国会図書館、東京国立近代美術館フィルムセンターなど、著作物等のアーカイブ化に取り組んでいる施設からの報告を実施。
- 第2回(10/20)では、イギリス、フランス、ドイツ、北欧諸国など諸外国のアーカイブ化促進に資する取組について有識者の発表を実施。
- 次回の小委員会において、著作物等のアーカイブ化の促進に係る著作権制度上の論点について議論を行う予定。

## 3. 今後の予定

- 法制・基本問題小委員会において、アーカイブ化促進に係る国内外の取組例や、委員会における意見等を踏まえ、引き続き検討を行い、著作物等のアーカイブ化の促進に係る著作権制度上の論点を整理するとともに、必要に応じて所要の措置を講ずる予定。

# Ⅲ. 教育の情報化の推進等

## 1. 知的財産推進計画2014(平成26年7月知的財産戦略本部)における記述

### 第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

#### 1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(教育の情報化の推進)

- 全ての小・中学校において児童生徒1人1台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用を始めとする教育の情報化の本格展開が急務であり、実証研究の成果等を踏まえつつ、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムの標準モデルの確立を進めるとともに、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度等の在り方について本年度中に課題の整理を行い、2016年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省、総務省)
- 大規模公開オンライン講座等のインターネットを通じた教育や、上記に関する検討と併せてデジタル教科書・教材に係る著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

## 2. 検討状況

- 本年9月、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、本小委員会における検討課題として提示した。
- 小委員会では、教育現場における具体的なニーズを調査し、論点整理した上で検討すべきとの意見が出された。

## 3. 今後の予定

- 本年度、「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」を実施し、我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用の実態並びに諸外国の関連する制度及び運用実態等について調査予定。